

近世豊後に於ける山村家族と村落構造

佐藤 節

一 玖珠郡四日市村の場合

は し が き

日本社会の歩みの上に、「後期封建制」と叫ばれる一時期を持つたことは、いろいろな意味でその後の社会発展に大きい意義を持つものであり、その中から発した日本の近代社会の資本主義的發展の特殊な歩みが、前近代的な身分社会的構造を今日まで残存させたのであつて、したがつて近代社会の解明もその前提として後期封建制の解明を持たねばならない。しかも発展には地域的な不均等があり特性が存存する。故戸谷敏之氏の「東北日本型」及び「西南日本型」(「阿波型」)及び「豊津型」(「三つの類型による研究以来」)^①多くの研究が地域的な考察によつて公式論的研究より脱し肉体化せんとする傾向をとつてきた。昨年出版された宮本又次氏編の論文集「九州経済史研究」もこの様な立場にたつたものであり、これによつて従来未開拓であつた東九州社会も日田地方を主としながら解明の機を与えられてきた。本稿は以上の如き視野を根底としながら、東九州における山間部型ともなるべき一農村の近世の構造に考察を加えんとするものである。

四日市村は現在玖珠郡北山田村に属する村で、村の南部に筑後川の上流たる玖珠川を持ち、その川の北沿いの田地と、北面の台地及び畑、谷あいの田畑からなる比較的後進地と目される村で、七つの部落からなり旧時は日田代官所支配に属した。代官所在地たる日田との交通は、川が途中で滝により舟の交通を遮断しているため、往時は馬で山越しをして年貢等を送付したと云われている。しかも川がしばしば氾濫して農業経営に害をなしたことは、残存する文書に多くの水害の記事をみるのみならず、現在も水害をもたらすことによつて判明する。にもかゝわらず水利の良くない田が、全田地の一割近くを占めていた。

封建時代の農業は、「農民の自家労働投下によつて可能となる最大量の肥料投下の下に、裏作表を伴う稲の運作が基本型^②」であるが、経済的發展にしたがつて商品生産の進展がみられる。四日市村における農業経営の概相は村明細帳の類を欠くため明らかでないが、米麦の外に年貢割付状・小物成及び諸御用留帳によれば、茶・綿・苧種・苧・大豆・小豆・そば・柿・漆・桑・粟等があり、この外に紙も漉かれていた。しかしながら商品生産への進展度は低く原田敏丸氏の分類に基づけば、日田を中心とした地域の三類型のうちC地区、すなわち都市、都市周辺地農村及び山間部農村の最後の類型に、都市周辺農村に近い型に属すると思われる。

「表1」及び「表2」は、旧片屋小幡家に保存する文書に基づいて、村の概観及び変化の諸相をとらえんとしたものである。「表」にみられる如く毛付高即ち村全体の作付高（百姓持高・村物作高・他村入作高・無地百姓持高の総計）は、たいした変化をなしていないにもかゝらず、百姓持高は安永以後急速に減少し一戸当り平均持高も四石弱、中田として約三反と云う低さに転落する。これに対応して没收田畑をもつてしたとみなされる村惣作高はつねに上昇をたどり、百姓持高の減少部分は主として村惣作高の中に編入されたと考えられる。無地百姓持高（わきまえだか）とは、新しい検地によつて古い検地との間に生じた差額のうち、新検地による減少部分をそのまま残して、村全体に割りつけるものとして理解され、それ故次の検地のあるまでは無変化をたどるものである。

この様な百姓持高の減少に対して、戸数は増加をみせる。これは家抱と呼ばれる隸農の減少と、一般百姓層の増加とからなり、この地方において十八世紀末までに隸農層の分解・独立がおこなわれ、一般百姓層の分家分出とあいまつたとみなされよう。しかしながら人口は減少をみせ、経営規模の縮小と家族人数の減少にからんで幕末の農村自体の窮乏化による人口放出として把握されよう。

以上の如き近世末期における農村の一戸当り経営面積の縮小・人口の減少・小家族による小経営農家の増加は、何に因を求められるであろうか。第一に幕府財政の窮乏にもとづく経済的重圧、更には自然経済から貨幣経済への移行による商業高利貸

表 1 玖珠郡四日市村の変化 I

	明和3年 1766	安永4年 1775	文政8年 1825	文政12年 1829
毛付高(石)	734.045	736.027	734.140	743.557
百姓持高(石)	589.188	612.518	538.747	532.771
村惣作高(石)	58.596	64.922	133.220	135.823
他村入作高(石)	71.344	43.699	47.260	60.050
無土百姓弁高(石)	14.913	14.913	14.913	14.913
総戸数	125	117	138	137
百姓戸数	92	87	132	133
家抱戸数	29	26	2	0
寺数	4	4	4	4
総人数	676	637	565	539
男数	357	335	313	293
女数	319	302	252	243
家抱人数	113	92	7(?)	0
家抱男数	61	49	3(?)	0
家抱女数	52	43	4(?)	0
牛数	不明	不明	42	43
馬数	不明	不明	7	4

表 2 玖珠郡四日市村の変化 II

		明和3年	安永4年	文政8年	文政12年
百分率	毛付高	100%	100%	100%	100%
	百姓持高	80.2	83.2	73.4	71.7
	村惣作高	7.9	8.8	18.1	18.2
	他村入作高	9.7	5.9	6.4	8.0
	総戸数	100%	100%	100%	100%
	百姓戸数	73.4	74.3	95.6	97.0
一戸当り	家抱数	23.2	22.2	1.4	0
	持高(石)	4.714	5.235	3.904	3.663
	人数(人)	5.4	5.4	4.1	3.9
	百姓人数(人)	5.9	6.2	4.0	3.8
	家抱人数(人)	3.9	3.5	3.5	0

資本の強力なる支配、商品生産への進展及び農業技術の進歩による小経営独立の可能、都市の人口吸收力の増加等々が言われるであろう。四日市村における租税は、時として定免制をとつてゐるが、多くは作柄に応じて課税される檢見法（見取法）をとり、年により多少の差異はあるが、田地では元祿年間の免四つから免五つ前後、享保年間には免六つ前後、明和以後は免七つ以上、文政には免七つ五分前後と急速に上昇をみせてゐる。今これを三浦梅園の計算によつて考察すれば、七つ成として中田一反につき、物成その他の出来を取られると残りは二斗二升三合と云う傳かなものである。三浦梅園の計算は杵築藩のものであり天領とは多少の差はあれはこれに近いものであつたらう。かゝる手取りから「其余力を以て牛馬を求め鋤鋤まぐわ菱笠根付の糶米を仕入其外にて父母妻子をほごくみ家財衣服等仕祭嫁取家の取繕いモ仕」^⑤のであり、「是も田地無之者は此上に利米を納め候へば唯わらと麦とを心がけ候然共年廻りあしく候へばそれにもあひ不甲候」^⑦と云うみじめまで漸少再生産は免がれ得ぬところである。加えて京都市久我村の例にみられる如く、水害が条件を一層不利にしたことが考えられる。なお又具体的な資料は残存しないが、日田天領が領主層の経済的破綻をぬつて生長した「日田金」すなわち日田商人層の支配下にあり、彼等の手が農村をもとらえていたことを考えあわせると、領主層・商業資本の二重の収奪にあえぎながら描いた商品経済へ進展しつゝある農村の軌道であつたと云えよう。また表にみえる牛の存在は、家畜耕の段階を示すが三軒足らずに一頭と云う役畜の所有者が如何なる層のものであつたか明らかでないが、上層部のものゝみに許されたものである。

二

「表3」は、宗門御改帳に記載された持高（この総計は百姓持高）によつて作成した文政年間の村構成と各階層の平均家族数を示すものである。宗門御改帳に記載されている戸数と同帳奥書の数字との間には差が認められるが、これにはほぼ指摘されたことであり、数字の性質の統一をはかるために、「表1、2」においては奥書のものを使用した。表3以下においては実際に記載されたものを用いる。文政年間のこの村においては、持高一石五斗から三石までの百姓が支配的な型をとると

表 3 玖珠郡四日市村の持高による構成

持高(石)	文政8年		文政12年	
	戸数	1当人数	戸数	1当人数
0.25以下	4	2.8	10	2.6
0.25 — 0.5	6	2.2	7	3.3
0.5 — 0.75	4	3.3	9	3.2
0.75 — 1.0	4	2.0	4	2.8
1.0 — 1.5	15	3.7	13	3.9
1.5 — 2.0	21	2.3	9	3.5
2.0 — 3.0	19	3.6	19	3.6
3.0 — 4.0	12	4.3	12	4.0
4.0 — 5.0	13	6.2	14	4.0
5.0 — 6.0	10	3.4	9	4.6
6.0 — 7.0	9	5.1	8	5.4
7.0 — 8.0	4	6.8	2	5.0
8.0 — 9.0	3	4.7	5	5.2
9.0 — 10.0	2	5.0	5	4.8
10.0以上	10	5.4	8	4.9
計(平均)	136	(4.08)	134	(3.99)

(各宗門御改帳による)

近世豊後における山村家族と村落構造

ともに、最も不安定な層でもある。持高の最高は、組頭儀左衛門でその記載を示せば、

一、人数 八人 内 男四人 女四人

此記

七石三斗四升六合 両人分
十三石三斗六合 岩太郎分
拾(一)六斗壹合 儀左衛門
×三拾壹石貳斗五升三合

真宗満福寺旦那

儀左衛門 歳六十

男子 為十 歳廿二

女房 歳十六

男子 岩太郎 歳貳十

女房 歳貳十壹

孫子 おめ 歳三つ

従弟 惣助 歳六十四

(八年御改帳)

村役人層の持高は、庄屋は八年は七石余、十二年では二石余

であり、組頭は八年では十石以上四・七石余一・五石余一、

(社)

十二年の最高は、廿四石壹斗四升貳合の儀左衛門で岩太郎の改名である。

儀左衛門 三十

女房 廿五

女子 いた 四つ

おめ 七つ

なお爲十は、丈七と改名持高九石二斗余りを持ち、妻・母とともに別居、隠居分家かとも思われる。

惣助の行途は不明、死云と思う。

表 4 文政八年における家族

持高石	A	A'	B	B'	C	D	E	F	G	計
0~1.0	7	1		1		1	1		7	18
1.0~3.0	21	8	2	10	2	3	5		4	55
3.0~5.0	16			3	1	3	1	1		24
5.0~10.0	7		3	6	2	1	3	3	1	26
10.0~	1		3	4	1	2	1			12
計	52	9	8	24	6	10	11	4	12	136

- (註) 分類 A (夫婦) 又は (夫婦+未婚の子女)
 A' (夫又は婦) + (未婚子女) Aの欠型
 B (直系複数夫婦) + (未婚子女)
 B' 複数夫婦のうち、夫又は婦をいづれか欠く場合Bの欠型
 C 傍系夫婦を有する場合
 D A又はBに未婚の傍系親を含むもの(分家してAをとるか、しないでCをとるか不明のもの)
 E その他の血縁関係者を含むもの
 F 下男下女、非血縁関係者を含むもの
 G 独身者、婚姻関係なき不完全家族(但し欠型を除く)

なお分類については(社会学評論) 13.14号 P163
 (日本社会民俗学辞典) P170 等参照

十二年には十石以上二・八石余一・六石余一・四石余一であつて経済的にも村の上層に属していることが知られる。持高五斗以下の極度に零細な、それ自体では生活不可能な百姓層も少なくない。なおこの表には、儀左衛門の例にみられる如き持高に分附けを有する者のうち他の百姓のものを持つている者もそのまゝいれてあるので、実際にはその数は増加する。かくてこゝに小さいながらヒエラルキーの存在を考へることが出来る。家族数は下層ほど家族人数が少なく経済的な力と家族人数の関係を明示する。即ち下層農民にあつては、経済的な弱さが家族数の増加を許容しえないのであり、当然そこに「まびき」の如き懸弊が経済的裏づけをもつて考えられる。家族人数の多いものは八年では十名ものものが五軒のうち寺二軒(持高四石余あ六石余)で、他は七石台二・四石台一、九名もの一(四石余)、八名もの五(三十二石余一・四石台二・三石台二)、十二年では六石余の寺の九名を最高に八名二軒(八石余と三石余)と減少をみせている。この中で三石・四石台の家のものに共通なことは十才

以下、或は六十才以上のそれ自体労働力として価値の少ない者が多く含まれていることで、「東北型」地主手作にみられる様な労働力確保のためでないことが知られる。なお、また家族人数の面からも地主手作を基本とする豪農が欠除していることが知られる。家族の構成は「4」にみられる如き直系単一家族が支配的であり、Fは庄屋・寺三のみからなりむしる論外的な存在であつて、かゝる意味では近代家族に近くみえるが、廿五才以上の独身者・所謂「オンジイ」・「オンバア」的な存在が（子女のある欠型を除く）一石以下十三名（うち孤独者四）・三石以下廿三（うち孤独者三）、五石以下四名・十石以下七名・十石以上四名存在する。またBにおいては、一石以下一名、三石以下七名の多きを数え、B型もこゝにおいては貧しさからくる変態的なものであることを示している。この様に一見近代家族的にみえるものも実は貧しさに歪められたものを内蔵しているものであり、これこそが近代家族と一線を劃するものなのである。

三

先に「表1」において十八世紀後半から十九世紀初めにかけて二三%—二二%—一%と減少しつつはあるが、百姓以外の「家抱」と云う名において記された百姓層が存在することをみた。家抱とは「百姓之譜代心ものを百姓に仕付置候儀家抱と申候門家敷庭子共申候」で、下男へ田畑を譲つて主人の分として耕作するものであるが、耕作権が確立していないものとして理解されて^⑩いる。しかしながらその性格も地方によつてやゝ相違かあることが認められている。四日市村における家抱の存在形態は、具体的資料の残存する文政八年の二軒しか明らかにし得ない。即ち庄屋家抱と運行寺家抱がこれであり、ともに本部落に存する。今これを文政二・五・八・十二年の各宗門御改帳（二・五年は本部落のみ残存）から抽出してみよう。

（文政二年）

此 訳

一、人数 二人 内 男一人 持高四斗六升

松五郎

歳二十八

光徳寺旦那（寺印）

女一人 恒右衛門家抱 松五郎印

母

歳七十八

近世豊後における山村家族と村落構造

(文政五年)

一、人数 三人 内 男一人 持高二斗三升二合忠市分
女二人 恒右衛門家抱 品右衛門[㊦]

此わけ
品右衛門 歳三十一 真宗光徳寺且那 (寺印)
姉 よし 歳四十二
母 歳七十七

兄 新助 歳三十八
女房 歳四十五
母 歳八十

(文政八年)

一、人数 六人 内男二人 持高七斗一升二合新助分
女四人 一石八升五合
×一石七斗九升七合 品右衛門

此わけ
品右衛門 歳三十四 真宗光徳寺且那
女房 歳二十七
女子 ふゆ 歳四つ

(文政十二年)
一、人数 六人 内男二人 持高一石三斗二升八合
此わけ
新助 歳四十三 光徳寺且那
女房 歳五十
兄 品右衛門 歳三十八
女房 歳三十二
母 ふい 歳八つ
ふゆ 歳八十四

松五郎は品左衛門らしく思われるが母の年齢が一つ喰いちがうことゝ女房の存在から断定は出来がたい。文政八年には家抱とみえないが奥書に家抱二とありながら帳面には一戸しか記載なく、又文政十年の宗門帳断片に、

一、人数 六人 男二人 持高 一斗七升五合
女四人 一石八升七合 新助分
×一石二斗六升二合 七右衛門家抱 品右衛門

とあり、七右衛門は恒右衛門の改名であるので八年にはまだ家抱と思われる。抱主庄屋恒右衛門家の変化は、
(二年) 十石七斗九合——六石九斗四升三合——七石四斗九合——三石二斗三合
(五年) (八年) (十二年)

表 5 文政八年の分持百姓

番号	文 政 8 年			文 政 12 年			備 考
	家族数	総持高	分附高	分附者	家族数	総持高	
1	1	0.384	0.384	チ	1	0.04	神田分
2	1	0.479	0.128	チ	1	0.351	
3	3	1.058	0.728	へ	3	0.330	
4	6	1.329	0.224	ハ	5	1.247	
5	7	1.341	0.200	ロ	7	1.141	
6	4	1.479	0.440	ハ	4	4.463	ハ出る
7	1	1.503	1.503	ト			不明
8	3	1.616	1.616	ロ			不明
9	6	1.757	0.712	ハ	6	1.328	家抱、ハ戸主へ
10	7	1.791	0.763	ハ	7	1.405	チ分附
11	2	3.161	0.400	へ	3	4.890	
12	8	3.571	0.516	チ	6	4.455	
13	7	3.955	1.681	ハ	7	3.104	
14	10	4.289	1.300	ホ	7	5.806	寺院
ク	ク	ク	1.017	ロ	ク	ク	
15	5	5.493	0.533	イ			不明
16	5	6.431	5.036	チ	4	0.895	
17	3	6.452	1.463	イ	3	5.342	
18	5	7.145	1.388	ハ	5	3.104	
19	10	7.636	2.096	ロ	6	6.179	ロ分家?
20	5	9.025	0.400	イ	8	8.241	
ク	ク	ク	0.334	ハ	ク	ク	
21	8	31.253	7.346	イ	4	24.142	(前出)
ク	ク	ク	13.306	ロ	ク	ク	

(註) 1. 分附者分類(イ) 同人(ロ) 親及び子(ハ) 同居の三等親(ニ) 別居の三等親(ホ) 同居人(へ) 神田分(ト) 村内の百姓(チ) その他(關係不明を含む) 2. 持高、分附高 單位石

表 6 文政十二年の分持百姓

番号	文 政 8 年			文 政 12 年			分附者分類
	家族数	総持高	備 考	家族数	総持高	分附高	
1	2	0.963		2	0.03	0.13	チ
2	1	0.384	表5の1	1	0.04	0.04	へ
3	4	0.500		3	0.196	0.196	チ
4			不明	3	0.200	0.200	ト
5	3	0.399		2	0.232	0.232	チ
6	4	1.535		4	0.417	0.417	破損にて不明
7			不明	6	0.453	0.453	ト
8	4	1.445		4	0.516	0.516	チ
9	4	1.088		4	0.533	0.533	チ
10	3	0.879		1	1.311	1.311	ト
11	1	1.791	表5の10	7	1.405	1.405	チ
12	2	0.846	註3	3	1.735	1.735	ロ又はト
13	5	2.035		4	1.839	1.839	チ
14	2	2.758		1	2.320	2.320	ト

(註) 1. 分附者分類表5と同じ 2. 持高、分附高單位石
3. 文政8年における戸主が死亡、12年には曾孫3才が戸主としてみえ分附主は曾祖父か、或は同村にも同名の2.063持の百姓あり、いづれかは不明

で、品右衛門が家抱から解放され兄新助が戸主にかわるのは、恒右衛門（七右衛門）が死して子息与一が庄屋となり持高も減少した十年以後である。他の一つは寺抱の孤独者で、

〔十一年〕

（五年）

（八年）

（十二年）

惣次郎（三十才）持高四斗二升五合一——一斗四升八合榮助分——惣助（三十六才改名か）一斗四升二合一——ナン
 で抱主運行寺の变化は、

二石一斗七升一合一——六石九斗四升四合一——四石二斗八升九合一（この年、下男廿才、下女卅六才、おく）——五石八升六合（下男廿四才、おく）

で、下男が家族にみえてから家抱が帳面から消えるのである。また家抱がそれ／＼分附形式による持高を持つが、その分附名は抱主及び抱主家族の中には見出されず、同居人或いは他の百姓であることから他の関係が家抱と別に存在したことが気付かれる。この分附形式によつて記載されたものをこゝでは仮に分持百姓・分附名者を分附者と呼ぶことにする。分持百姓は文政八年（「表6」）では各階層にみられるが、その分附者がイ、ロ、ハの者が多く、また各々自己の持高を持ちその外に他の分を持つ者が多い。これに対し十二年のそれは（「表6」）ト、チ及び分附高のみと云う整理された形で存在する。しかも両者の間の関係は二例を除き存在しないが、この二例としても分附者は同じものでなく全体として極めて流動性の大きいものである。また十二年の型式に即ち整理され統一された型に八年のものをおくと両者ともに下層農民であることが判明する。なお、一部分ではあるが文政二年の本部落には分持百姓はみられず、同五年に三・八年に十六・十二年に六となり、この限りでは新しい関係かとも考えられる。また分附者は決して富農ではなく中農層のものが多くことから、二・三男の糠農形態である所謂「分附百姓」^⑩らしくも思われるが、流動性に富むことが「分附百姓」と性格を異にするものであることを示している。更には下層農民の依存すべき上農層とても決して豊かなのではなく（上農層を十石以上として百姓持高に占める割合は、八年二八％、十二年二一％）百姓持高の減少のなかで、上農層をそれ自体縮小しつつあるのであつて、本部落における十年間の変化をとつてみても、殆

んど変化をとげないものは三例で全般的にかなりはげしい変化をみせ、特に一石—三石の層においてに常に不安定でその分解も下方に大きい。この様に停滞的・固定的と思われがちな農村にとつてはげしい変化を持つことが指摘される。

むすび

以上、近世末期における玖珠郡四日市村について若干の考察を試みた。そこでは経営面積の縮少・人口の減少・隸農層の分解独立及び一般百姓の増加が過重な封建権力の收奪のもとにみられた。そしてそこに近世の本百姓が隸農主的性格を本来具えており、子方百姓の独立は、近世における最も普通の事実であり、それ故に近世を特色づける事実がみられるのであるが、それは経済的進展による地主手作に基く地主層の側からの力が子方百姓の独立可能性をより強めたことも考えらるべきである。しかしながら「オンジイ」を内蔵する直系単一家族への傾向！小農百姓の増加、即ち小家族による小営の百姓層の増加は、生活単位を異にせしめる第一歩ではあるが、別居がそのまま生活を立させるとは云いがたい¹⁵⁾。加えて古島敏隆氏によつて隸農制と密接な関係のあることが指摘された焼畑に類する「カンノ」・「カリノ」・「ノヂバタケ」と呼ばれるものが今、おこの地方に残存し、年貢割付状にみえる野畑・刈畑の存在と考えあわせ、そこにかたより強いヒエラルキー関係が存在したたてであろうことが察せられる。しかしながらその規模の矮小性にこそ「東北日本型」的な形態と一線を劃すべき後進二毛作地帯の特質が、藤田五郎氏や北島正元氏によつて説かれる再編農奴主的地主或は半農奴主的地主のシェーマとも考えらるべきであろう。

〔本稿に利用した文書は、玖珠郡北山田村四日市の小幡美利氏所蔵のものである、末尾ながら謝意を表する。〕

註

① 戸谷敏之「近世農業経営史論」

② 古島敏雄「農村構造の歴史的展開」（日本歴史講座四卷）一二

七頁

③ 原田敏丸「日田幕政における都市と農村の社会・経済的構造に

関する一考察」宮本又次編（九州経済史研究）所収

④ 「日本経済史辞典」一五八五頁

⑤ 「三浦梅園全集」上八五六—七頁

⑥ 「同」八五八—九頁

⑦ 「同」同

⑧ 古島敏雄編「寄生地主の生成と展開」

⑨ 遠藤正男「日本近世商業発達史論」一三八頁以下宮本編「九州

経済史研究」特に藤本隆士「日田天領における寄生地主の土地

集積と小作關係

⑩ 例えば 戸谷氏「前掲書」一八頁

なお、野村兼太郎「村明細帳の研究」參照

⑪ 「増補田園類説」(日本經濟叢書卷八)三四一五頁

古島敏雄「近世日本農業の構造」一〇頁

⑫ 兒玉幸多「近世農民生活史」一八六頁

史料紹介 「腰巻と根巻」

覺 姫 鳥

一 沖ノ手腰巻貳百拾間入用積

銀札貳貫百目 石工賃

但長貳百拾間登リ四間

見積八百四拾坪尤壹坪ニ付貳匁五分宛

同壹貫四百四拾匁

但百石積之石船ニ而足端石百貳拾艘積

寄賃尤壹艘ニ付拾貳匁御座候、

同壹貫百五拾五匁

但下地巻立有之根巻石取除入夫賃

尤壹間口三人掛リ一日三匁五分宛長貳

百貳拾間ニ而如斯

ノ五貫百七拾五匁

一 西ノ手腰巻百三拾間入用積リ

銀札壹貫五百六拾匁

但高壹間三合根巻壹間留リ

三合石積石工等ニ至迄受ニ為積候処、

壹間四拾貳匁宛ニ而出精可致段申出候

同銀百四拾匁

但沙受杉波貳百坪代尤壹坪ニ付壹匁貳

分宛

ノ壹貫八百目

一 東ノ手腰巻百五拾間入用積リ

銀札壹貫八百目

但西ノ手廻リ壹百四拾貳匁宛ニ而石屋

受

同貳百七十六匁

但沙受杉波貳百三十坪代

一 坪ニ付一匁貳分宛

ノ貳貫七十六匁

銀札一貫五百目 石船代

但五十石積位之石船一艘

造方いたし不申而ハ是迄之船大石船巻

艘用立余ハ損方相成候ニ付是非造リ不

申而ハ問合不申事

合十貫五百五十一匁

右者當島新開三方腰巻入用積如斯御座候、

尤右之外去丑八月高沙ニ而減中高相出候、

上右之処沙持人夫入用御座候、以上、

寅四月 御郡所

右は姫島村郵便局長(旧庄屋)古庄氏所藏

のもの、島の三方にある突堤の腰巻及び根

巻(石がけ)のことを記したものである。

近々姫島村史の中の「古文書編」が発刊さ

れる予定である。(當來)

⑬ 藤田五郎「近世日本における豪農の存在形態」(農民解放の史

的考察所収)一三三頁

⑭ 北島正元「隸農制の近代の形態」(歴史学研究)一五二号

(速見郡日出町)